

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年7月まで

妻が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、妻自身の分と一緒にA社会保険事務所(当時)で納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成3年2月に会社を設立し、同年8月に同被保険者資格を取得したことから、その間の申立期間の国民年金保険料については、妻がA社会保険事務所で納付書を作成してもらい、申立人とその妻の分と一緒に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、4年11月20日に社会保険事務所からB市C区に払い出された手帳記号番号の一つであり、当該手帳記号番号前後の第3号被保険者の該当記録から、申立人の妻は5年6月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと推認でき、当該加入手続時点を基準にすると、申立期間のうち、3年5月から同年7月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であり、オンライン記録により、5年6月23日付けで申立人に過年度納付書が作成されたことが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付したとする申立人の妻は、オンライン記録により、申立期間のうち、平成3年5月から同年7月までの保険料を5年6月30日に過年度納付していたことが確認でき、これを踏まえると、申立人の妻が、申立人の当該期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、平成3年2月から同年4月までの期間については、上記のとおり、申立人の妻は5年6月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと推認できることから、当該加入手続時点を基準にすると、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年5月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの期間、同年10月から46年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和44年頃から45年頃までA区のB事業所に勤めており、そのときに国民年金の加入手続を行った。加入して以降、47年10月にC市の実家に転居するまでの期間においては、私自身が国民年金保険料を納付し、C市に転居後は、両親が私の保険料を納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る国民年金被保険者台帳に記載された国民年金手帳の交付日により、申立人の国民年金の加入手続は昭和45年11月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続の時点において、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるところ、申立人が加入手続を行った当時に居住していたA区は、「昭和44年頃から45年頃までの期間において、当区役所の窓口には、白紙の国庫金の納付書が置いてあったと思う。」と回答している上、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者において、昭和44年度以前の保険料を過年度納付している者が散見されることなどから、6か月と短期間である申立期間①の保険料を申立人が納付したと考えることも不自然ではない。

また、申立期間②については、6か月と短期間である上、上記被保険者台帳によると、昭和45年12月に申立期間②直前の45年4月から同年9月までの

国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立人は国民年金の加入手続後、速やかに保険料を納付していること、及び申立期間②直後の保険料も納付されていることから、申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間③については、申立人は、「昭和 47 年 10 月に、A 区から C 市に転居した以降は、両親が国民年金保険料を納付してくれた。」と述べているところ、住民票において確認できる申立人の C 市への転入日は昭和 47 年 10 月 24 日であること、及び申立人は同年 10 月 31 日付けで C 市が発行した国民年金手帳保管証を所持していることから、申立人は、C 市に転入すると同時に、国民年金被保険者の住所変更手続きを行っていることがうかがえる上、申立期間③の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は、国民年金制度発足後、保険料の納付が始まった 36 年 4 月から 60 歳までの全ての期間が納付済みであり、保険料の納付意識の高さが認められることから、申立人の両親が、3 か月と短期間である申立期間③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は60万円、申立期間②は86万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月26日

私は、A社に勤務し、平成15年夏季賞与と同年冬季賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された資料「2003夏支給控除」及び複数の元同僚から提出された「2003年夏季賞与明細書」並びに元事業主等の供述により、申立人は、申立期間①において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記の社会保険事務担当者から提出された資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された資料「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」及び複数の元同僚から提出された「2003年冬季賞与明細書」並びに元事業主等の供述により、申立人に対する平成15年冬季賞与は86万1,000円であり、当該賞与に係る厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、銀行から提出された申立人の「普通預金元帳」により、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から振り込まれているところ、当該振込額は、当該賞与の総支給額から社会保険料等を控除した後の差引支給額と一致している上、破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」の配当金額と符合していることが確認できる。

また、複数の元同僚においても、上記の申立人と同様に、申立期間②に係る賞与が破産管財人から振り込まれていることから、A社において当該賞与は、申立期間②に支給されるものであったが、当時、未払となっていたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記の社会保険事務担当者から提出された資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、86万1,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、社会保険に係る関係資料の所在は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は70万円、申立期間②は99万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月26日

私は、A社に勤務し、平成15年夏季賞与と同年冬季賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA社に係る「2003年夏季賞与明細書」及び申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された「2003夏支給控除」並びに元事業主等の供述により、申立人は、申立期間①において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、70万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された資料「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」及び複数の元同僚から提出された「2003年冬季賞与明細書」並びに元事業主等の供述により、申立人に対する平成15年冬季賞与は99万9,000円であり、当該賞与に係る厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人が所持する預金通帳により、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から振り込まれているところ、当該振込額は、当該賞与の総支給額から社会保険料等を控除した後の差引支給額と一致している上、破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」の配当金額と符合していることが確認できる。

また、複数の元同僚においても、上記の申立人と同様に、申立期間②に係る賞与が破産管財人から振り込まれていることから、A社において当該賞与は、申立期間②に支給されるものであったが、当時、未払となっていたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記の社会保険事務担当者から提出された資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、99万9,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、社会保険に係る関係資料の所在は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を70万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月5日

私は、A社に勤務し、平成15年夏季賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る「2003年夏季賞与明細書」及び申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された「2003夏支給控除」並びに元事業主等の供述により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、70万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、社会保険に係る関係資料の所在は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成4年4月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年4月21日に、被保険者資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月21日から同年11月21日まで
② 平成4年11月21日から5年3月1日まで

私は、B社に入社し、平成2年頃から、同社の子会社であるA社が運営していたC事業所に勤務していた。その後、B社及びA社は倒産し、同事業所の運営はD社（現在は、E社）が行うこととなったが、引き続き同事業所に勤務していた。申立期間①及び②において事業主から給与が支給され、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の商業登記簿は、平成13年7月*日に破産廃止決定により閉鎖されており、当時の代表者の所在は確認できないが、申立人と同様に、4年4月21日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、当該資格喪失日前から申立期間①を通じて同社の子会社であるA社が運営していたC事業所に勤務していたとする申立人と同年代であって、同様の業務に就いていた二人の元同僚が判明し、そのうちの一人は既に死亡しているため、もう一人の元同僚に確認したところ、「被保険者資格喪失後においても勤務内容に変更は無く、引き続き同事業所に勤務し、同社から給与が支払われていた。」と供述している。

さらに、上記の元同僚から提出された平成4年5月から同年8月までの給与支

給明細書及び既に死亡しているもう一人の元同僚から 22 年に年金記録確認東京地方第三者委員会（当時）に対し A 社における年金記録の訂正を求めた申立てにおいて提出された同一期間の給与賃金台帳から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、上記の給与支給明細書及び給与賃金台帳には、「A 社」と社名が記載され、同社が作成したものであることが確認できる上、その記載内容から、同社において厚生年金保険料は翌月控除であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、平成 4 年 4 月 21 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与賃金台帳並びに給与支給明細書において確認できる元同僚二人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における当該同僚の B 社における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額と符合していることから判断すると、申立人の同社における平成 4 年 3 月（資格喪失時）のオンライン記録から、44 万円とすることが妥当である。

ところで、A 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないが、閉鎖登記簿謄本により、同社は昭和 57 年 7 月 8 日に設立され、平成 4 年 11 月 * 日に破産宣告を受けていることが確認できることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 4 年 8 月 1 日から同年 11 月 21 日までの期間については、上記の元同僚二人のうち一人から提出された同年 9 月及び同年 10 月の給与賃金台帳によると、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、もう一人の元同僚は、「平成 4 年 9 月以降の給与支給明細書からは厚生年金保険料が控除されていなかったため、廃棄してしまった。」と述べている。

また、上記の元同僚二人のほかにも複数の元同僚に照会したが、当該期間における厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人から提出された D 社との雇用契約書により、

申立人は、平成4年11月21日に同社に雇用されたことは確認できる。

しかし、オンライン記録において、D社は、平成5年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所でないことが確認できる。

また、E社は、「当時の資料は残っていない。申立期間②における厚生年金保険料控除の有無については不明である。」と回答している上、オンライン記録において、申立人と同様に平成5年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している18人に照会したところ、そのうちの3人から回答があったが、いずれも申立期間②における給与明細書を所持しておらず、厚生年金保険料の控除について具体的な供述も得られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、夫の分と一緒にA社会保険事務所(当時)で納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が平成3年2月に会社を設立し、同年8月から厚生年金保険の被保険者になったことから、私とその間の同年2月から7月までの国民年金保険料について、A社会保険事務所では保険料の納付書を作成してもらい、私と夫の分を一緒に納付した。」と主張している。

しかし、申立人は、申立期間を含む平成3年2月1日から同年8月13日までの期間について、当初は、第3号被保険者と管理されていたことがオンライン記録により確認でき、第3号被保険者は国民年金保険料の納付を要しないことから、5年6月11日に第1号被保険者に記録が訂正されるまでは保険料を納付することができなかつたものと推認される。

また、上記の第3号被保険者から第1号被保険者への訂正時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができないところ、申立人は、平成5年6月30日に過年度納付が可能な申立期間直後の3年5月から同年7月までの保険料を納付していたことがオンライン記録により確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4678（事案 2630 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から41年3月まで

私の昭和36年5月から41年3月までの国民年金保険料は、婚姻前に父が家族の分とともに納付したはずであるにもかかわらず、未納とされていることに納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金被保険者資格記録及び申立人の特殊台帳に手帳交付年月日が昭和41年10月31日と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年10月に行われたと推認でき、この時点を基準にすると、申立期間のうち39年6月以前の期間は時効のため国民年金保険料を納付することはできない期間であること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、36年5月頃、申立人に別の手帳記号番号が払い出されているが、オンライン記録によれば、申立人の被保険者資格の取得のみ記録されており、申立期間の保険料の納付記録等は確認できないこと、iii) 申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっている上、申立人の兄も申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の申立期間の納付状況等は不明であること、iv) 申立期間は59か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年7月28日付けで年金記録の訂正は必

要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「自分の申立期間の納付記録が無いことを義姉に話したところ、『私はちゃんと国民年金をもらっているし、一緒に住んでいたのに、義父が払っていないということはない。』と言われた。私としても、父が払ってくれていることは確信しており、申立てが認められなかったことに納得がいかない。」と主張し、再申立てを行っていることから、申立人の義姉に確認したが、義姉は、「生前に義父から直接国民年金の話を聞いたことは無い。」と述べており、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付について具体的な回答を得ることはできない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 5 月 15 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所（現在は、C法人）に、それぞれ継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D区のホームページにA事業所が昭和 45 年 5 月に落成された記載はあるものの、オンライン記録によれば、同事業所は、52 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は元同僚の氏名を覚えていない上、D区役所総務部は、「申立期間①当時、A事業所のアルバイトを含む非常勤職員については、当時所管していたと思われるE課にも問い合わせたが、当時の資料が残っていないため、申立人がA事業所に勤務していたか、厚生年金保険に加入していたかは、いずれも不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにより、申立期間①当時に存在した「D区」の名称を含む厚生年金保険の適用事業所の有無について調査したところ、F県内に4事業所が確認できるものの、当該4事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C法人から提出された証明書により、申立人が当該期間のうち昭和51年6月29日から54年12月30日までの期間については、海外派遣専門家としてB事業所から海外に派遣されていたことが確認できる。

しかし、C法人は、「申立期間②当時、海外派遣専門家については、業務委託契約であったため、B事業所との雇用関係は無く、厚生年金保険には加入させておらず、給与からの保険料控除もなかった。」と回答している。

また、B事業所において、申立期間②に厚生年金保険の被保険者となっていた者29人に照会したところ、23人から回答が得られたが、いずれの者も「G本部又は海外駐在事務所にB事業所の職員として勤務していた。」と回答しており、この中に海外派遣専門家として勤務していた者はいない上、そのうちの二人は、「海外派遣専門家については、B事業所の職員ではなく、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

さらに、申立期間②当時にB事業所から海外に派遣された元同僚として、申立人が氏名を挙げた3人のうち所在が確認できた一人に照会することができたが、当該元同僚は、「海外派遣専門家として5年間H（国名）に派遣されたが、その間、厚生年金保険には加入させてもらえず、給与からの保険料控除も無かった。」と回答している。

加えて、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人が氏名を挙げた上記元同僚3人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。